

第2回 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会

日 時 : 平成27年7月8日(水) 9:00～11:00

会 場 : 大阪市役所 4階第1・第2共通会議室

出席者 : 《委員》

折出委員長、野口委員長代理

春日井委員、草地委員、徳田委員、藤木委員

《大阪市》

大田連絡調整担当課長、樋口組織担当課長代理

議 題 : (1) 運営要綱の策定について

(2) 専門委員の選任について

(3) 調査審議の計画・手法について

〈議 事 録〉

【公 開】

○ 折出委員長

ただいまから、第2回の委員会を始めます。

それでは、お手元の議題をご覧くださいまして、これに沿って進めていきます。草地委員は、当初からお話のありましたとおり、途中でご退出されます。ご退出後もそのまま議論を続けることになると思いますので、ご了承ください。

議題は、大きく三つございます。一つは運営要綱の策定、それから専門委員の選任、これは調査員と呼ぶこともあると思います。三つ目は調査の具体的な方針と具体的な対象者の選定、日程等となっております。

また、傍聴の方々に申し上げますが、会議の途中で非公開となることがございます。その際はご退出いただくことになりますので、ご対応方、よろしくお願いいたします。

では、最初に、お手元の資料2をご覧ください。委員長からお諮りする案件です。この後の運営要綱との絡みもありますけれども、まず、事務局の職員の出席に関しましては、基本的にはこの委員会の会議には同席するというところでよろしいですね。ただし、事務局職員の人数は最小限として、かつ、当該職員には、当然のことでございますが、守秘義務が課されていることを考慮したうえで、委員会が調査審議に支障があると判断した場合には、事務局職員の同席を認めないということで、進めてまいります。よろしいでしょうか。これは、その都度お諮りすることになりましようが、この後、運営要綱をご協議いただいたうえで固まれば、ほぼそれで進めていくことになります。事務局もそれでよろしいですか。

○ 事務局（大田）

はい。

○ 折出委員長

それでは早速ですが、第一の案件でございます。運営要綱（案）につきまして、これまでご意見いただきましたが、お手元に資料が用意されています。資料の3は以前のものでございます。

この間、委員会から意見のあった点、それらを受けて、当初案を修正したポイントについてご説明いただけますか。

○ 事務局（樋口）

それでは、委員会の運営要綱案についてご説明させていただきます。お手元にお配りしております資料3は、前回、事務局から提案させていただいた要綱案でございます。運営要綱につきましては、委員会の運営に関する基本的な事項を定める重要なものでありますため、第1回会議では一旦保留とされまして、第2回会議までの間に各委員が事務局に意見を提出し、それらを踏まえて、第2回会議において決定することとされたところです。

委員の皆さまからいただきましたご意見と、そのご意見に対する対応案を事務局で取りまとめたものが資料4となっております。本日は、この資料4に沿いまして、事務局からご説明をさせていただきます。

まず最初に、運営要綱の位置付けでございますが、当初提案させていただいておりました運営要綱案につきましては、この委員会が条例に基づく常設の委員会であることを踏まえまして、今後、教育委員会からの諮問があった場合にも対応できるような構成としておりましたが、「現在の委員は、今回の諮問案件の調査審議のために市長から選任された」とのご意見や、後ほどご説明いたします個々の条文に対するご意見を踏まえまして、運営要綱につきましては、今回の諮問案件の調査審議にのみ適用するよう修正することといたしました。また、委員の皆さまからいただきましたご意見と、その対応につきましては別紙にまとめておりますので、順にご説明したいと思います。

それでは、資料4をご覧くださいと思います。

まず、第1条に関しましては、「今回の委員会は諮問案件の調査を持って終了するため、今回の諮問案件に限定した要綱とするべきである」といったご意見をいただきました。このご意見のとおり修正することといたしまして、第1条に今回の諮問案件の調査審議に限定する旨の文言を追記することとしております。

次に、第2条及び第9条に関しまして、「今回の委員は市長からのみ選任されており、条

文中の『教育委員会』の文言は削除されるべきである」といったご意見をいただきました。先ほどご説明いたしましたとおり、今回の諮問案件に限定する要綱としましたため、条文から「教育委員会」という文言を削除することとしております。

続きまして、第5条第2項につきまして、「職員」という文言が出てまいりますが、「その位置付けが分かりにくい」というご意見と、「職員は委員会により発言を認められた場合にのみ発言すべきであり、この条項を削除すべきである」とのご意見をいただきました。職員の位置付けと、職員は発言を認められた場合にのみ発言できることを明確にさせていただくために、「職員」の前に「事務局の」を追記することとしております。

第7条に関しましては、ご意見を二ついただいております、それぞれ対応案を記載しております。後ほど、どちらの手法を採るかを含めまして、ご議論いただければと思います。

まず一つ目のご意見ですが、「原案では議事録の作成が事務局に固定されてしまうため、委員が作成できる場合も確保する旨を追記する」というものでございます。その対応といたしましては、修正案1としております。

二つ目のご意見は、委員会の独立性・公平性を担保するため、職員は自ら委員会の審議に参加し、意見を述べることは許されないが、委員が市職員に委員会活動の補助的作業の協力を求めることが必要となる場合があるため、条文を「委員会が議事録を作成するとともに、公開の会議の議事録及び特に公開が相当と判断された議事録を公開する」という旨に修正することと、「委員会は議事録作成の補助や記録の謄写、保管等に関して職員の協力を求めることができる」旨を追記するというご意見をいただいております。

その対応といたしましては、修正案2として記載しておりますが、議事録の作成等、委員会の運営補助に関する事務につきましては、委員の皆さまに調査審議に集中していただくため、事務局が行うものとして原案を作成しておりましたが、それらの事務を委員会の方で行うことと判断されれば、その旨の修正を行うことに特段の問題があるものではございません。また、事務局が運営補助を行うことは当然であるため、その旨を追記することとしております。

しかしながら、会議の議事録等を市のホームページで公表することにつきましては、審議会の設置主体である市の責務であると考えておりますので、公表内容については市に一定の説明責任がありますため、委員会が議事録を作成した場合には、公開の会議の場合にはその全文を、非公開の場合は議論の概要がわかる議事要旨を事務局に送付するということを規定する必要がありますので、その旨の修正を加えたものとしております。

次に、第8条に関しましては、「『諮問』に対する文言としては、『答申』が適切ではないか」とのご意見をいただいておりますが、本市の条例・規則に置きましては、諮問に対応

する語句といたしましては、「意見の具申」という語句を使用しておりますため、当初案のとおりとさせていただきます。

次に第 10 条にまいります。守秘義務につきましては、「委員だけではなく、専門委員や職員にも規定する必要があるのではないか」とのご意見をいただいております。ご指摘の通り、守秘義務につきましては、委員の皆さま、専門委員、職員に課されるものであるため、専門委員については追記することとしておりますが、市の職員につきましては、地方公務員法上、守秘義務が課されておりますので、ここでの規定は必要ないと考えております。なお、委員の皆さま、今後就任いただく専門委員の方につきましては、就任手続きの中で、守秘義務の遵守について宣誓いただくこととなっておりますので、この条項については削除することもあると考えております。

最後に、「委員会が会議への出席を求めた関係者から、付添人の同席を求められた場合のために、付添人について規定すべきではないか」とのご意見をいただきました。そのため、委員会が必要と認めた方に限り、付添人として同席させることができる旨を追加することとしております。

簡単ではございますが、運営要綱案に対するご意見と、その対応に関する説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○ 折出委員長

それでは、大事な案件でございますから、順番にまとめてまいりたいと思います。お手元の資料 3 が当初案ですね。

まず、第 1 条に関しましては、本件の調査審議のみに適用されることに対応して、資料の対応案のゴシック体で書いてあるような条文の表現に改めたいということですが、

○ 野口委員長代理

自分で言っている意見ですので、当然、賛成です。

○ 折出委員長

他の委員の方はいかがですか。

○ 各委員

異議なし

○ 折出委員長

それでは、この件につきましては確定いたします。

続きまして、第2条。今の件とも関わりますが、今回の諮問案件についてのみ、当委員会が調査審議するということからすると、その主体である市長に限定すべきであるという趣旨です。よろしいでしょうか。

○ 各委員

はい。

○ 折出委員長

それでは、「又は教育委員会から」を削除して確定いたします。

関連して、第9条も同じような趣旨で「教育委員会並びに」の部分が必要ないということですが、よろしいでしょうか。

○ 各委員

はい。

○ 折出委員長

第2条、第9条の教育委員会に関係するフレーズを削除することで確定します。

続きまして、第5条。「職員」という文言にご意見がありまして、それに対応する形で修正案が第5条の第2項として「事務局の」という限定を加えるという修正案が準備されていますが、この件に関してはどうですか。

○ 野口委員長代理

若干意見があります。職員が独立に発言をするということはないわけで、委員長が発言を求めて、それに対して説明する、答えるというのは当然必要でしょうし、委員会の指示がわからない時に質問することはあるでしょう。むしろ、委員長の求めがあれば発言することになるはずです。

○ 折出委員長

前後を入れ替えますか。「委員長の許可または指示があった場合に」を前に。

○ 野口委員長代理

許可というのはおかしいので、「委員長の求めがあった場合に発言する」ということだと思います。

○ 折出委員長

そうすると、どうなりますか。

○ 野口委員長代理

「事務局の職員は、委員長の求めに応じて発言をすることができる」でいいと思います。あくまでも主体は委員長にあるので。

○ 折出委員長

今の野口委員からの修正のフレーズを確認します。「事務局の職員は、委員長の求めに応じて発言することができる」と改めてはどうかというご趣旨です。意味内容はそう変わらないと思いますが。

○ 野口委員長代理

職員が主体的に発言するのではなくて、委員会が必要なことをお願いしたり、指示したり、事情を聴いたりするときは発言してもらえばいいので、そうしたらいいと思います。

○ 折出委員長

委員会の審議を掌理する委員長が主体として発言を認めるというふうにニュアンスを変えた方がいいというご趣旨ですね。

○ 野口委員長代理

はい。

○ 折出委員長

それでは、この場での修正ですが、もう一度だけ申します。第5条第2項「事務局の」を加えて、「委員会で発言するときは、」を削除、「委員長の求めに応じて発言することができる。」として、「の許可」以下を削除。これで確定します。よろしいですね。

○ 各委員

はい。

○ 折出委員長

続きまして、ここがもう一つのポイントです。説明を繰り返しませんが、修正案の①、これは、シンプルに「議事録を委員に作成させることができる」という条文を加えるというもの。これに対して修正案の②は、新たに第2項として、公開の要件に踏み込んで第2項を置き、さらに新たに職員の協力という条文を起こして、反映すべきではないかというご意見に対応する修正です。

○ 野口委員長代理

私は修正案②の方に賛成しているのですが、実際にどうやるかということ。私が考えているのは、専門委員という調査員がいるので、この人たちが交代で議事録を作ってくれるんです。ただ、念のために事務局の方でも作っておいて、次の委員会までに双方で出してもらいます。専門委員の議事録は比較的簡便な、簡略なもので、事務局では丁寧なものを作るから詳しいものになると思います。その調査員が作った議事録の案に、事務局のものを見て、各委員からの意見をもらって、足すべきものを足す、間違っていれば修正して、次の委員会にかけて議事録を承認するという形にすればどうかと思います。

○ 折出委員長

そこで疑問なのは、冒頭で確認した通り、ある場合には事務局を同席させないことがあるので、その場合は事務局が議事録の取りようがなくなります。その場合は調査員の議事録がすべてになります。

もう一つは、調査員は委員会に必ずどなたかが同席することになります。委員会の調査の内容に応じて、聞き取り等で補助をしていただく、調査のための調査員だと思いますが。

○ 野口委員長代理

それだと全体像がわからないので、やはり一緒に入っていただくというのが、今までの他の事案での調査員の例だと思います。ある部分だけやれと言われても、全体がわからなければ十分な調査ができません。

○ 折出委員長

それはそうですが、継続して出席なさるとしても、調査員の業務の中に、分担してでも、議事を取るということが加わってきますよね。それは、この後、調査員を選定していきませんが、ご推薦に挙がっている方々はその旨を了承されているのでしょうか。

○ 野口委員長代理

われわれはそう言ってあります。弁護士の場合は、ということです。

○ 折出委員長

それは調査にかかわることですので、そちらの方に回すとしまして、私が一つ目で言ったのは、事務局の方が詳しい記録を持っているだろうから、それと突き合わせて、ということですが、非公開で職員が同席していない場合は。

○ 野口委員長代理

非公開で同席しないことは、あまりないだろうと思っています。私は、最初、事務局を

同席させるべきでないと主張しましたが、どうも实际的でない。皆さんのご意見を聞いても、不便だという意見もありましたので、そこまで頑なにやることはないと思います。

事務局には補助をしていただくことになりますが、「審議は委員会がする」ということと、「事務局の職員がそこに居てはいけない」というのは話が別なので。居てもらえばいいと思います。

○ 折出委員長

その点は、私にせよ、他の委員にしても、疑問に思っていたところです。

○ 野口委員長代理

それは撤回します。居ていただいていいけれど、「事務局が勝手に発言をしたり、審議に加わることはできない」という話で、委員会の中立性を保つために、職員が勝手に発言したり、意見を言うのではなく、あくまでも協力するために居ていただく、委員会が主体である、ということが言いたかったので、わざわざ居なくすることは考えていないです。

○ 春日井委員

それは賛成なんです、そのうえで、例えばこういう会議の議事録をわざわざ調査員の方に同席してもらって、作成してもらう必要はないと思います。そのために事務局の方はおられるので。

調査員は、実際に調査に行った時の記録を取っていただくことにミッションを限定した方が、弁護士以外の方へも依頼しやすいと思います。

○ 野口委員長代理

調査員というのは、一言一句取るわけではなくて、だいたいの流れの要旨を取ってもらえばいいので、議事録というのは一言一句書くわけではないので、審議の議題と、どういうことが決まったかを書くわけで。

○ 折出委員長

春日井委員が言っておられるのは、こうして事務局がおられて記録を取っているのに、そこに同席している調査員が、なぜまた議事メモを作るのか、ということです。その役目のために同席してもらうわけだから。

○ 野口委員長代理

私の想定では、事務局の作るのはかなり長い、詳細なものだと思います。

○ 折出委員長

それは当然です。それが役目だから。

○ 野口委員長代理

だから、そこまで毎回、詳細な議事録を作る必要がないのではないか、ということで、残すものとしては、もう少し簡略なものでもいいのではないか思います。

○ 折出委員長

これは、事務局の役目として、それを公開するのが市の方針であって、非公開の案件によっては事務局が同席しない場合に委員会の誰かに議事を取ってもらうことになりますが、そうでないときには、こうして私が発言していることも含めて、記録を取って、文章に起こして、委員の方に見てもらったうえで公開するという流れになっています。

○ 野口委員長代理

あくまでも、委員会が議事録を作成しているのであって、それを補助して作っていただくということであれば結構です。

○ 折出委員長

その通りです。もう一度お聞きします。修正案①については、草地委員のご意見を。

○ 草地委員

前回のときも少し話がありましたので、委員会の方で議事録を作成した方がいい場面もあると思いましたので、そういう場面で委員が議事録を取れるという規定を「できる」という形で置いておくのはいかがか、というものです。

○ 折出委員長

草地委員からしますと、今、野口委員が述べられたことや、用意されている修正案の②というのは、内容的に重なる面もあるし、やや違う面もあると思うのですが。どうお考えでしょうか。

○ 草地委員

私は大きくは変わらないと思います。あくまでも委員会が主体であるということを明確にすることが大事で、実際には、議事録の作成の補助などを命じるという形でやってもらうことになると思います。

○ 折出委員長

それを詳細に明記するというのが第2案ですね。

○ 草地委員

趣旨は同じだと思います。

○ 折出委員長

今のやり取りをお聞きになられて、他の委員の意見はいかがですか。徳田委員。

○ 徳田委員

私は、両方同じ趣旨だと思いますので、草地委員のシンプルな案の方が通りやすいと思います。

○ 折出委員長

藤木委員。

○ 藤木委員

私は、この委員会の独立性を担保するという建付けが大事だと思っています。実質的な運用としては、職員の方に立ち会っていただいている際には、議事録をお願いするのは合理的だと思いますが、独立性の担保のためには、委員会が議事録を作成するという建付けは残しておく方がいいと思うので、修正案②の方がいいと思います。

○ 春日井委員

システムとしての独立性という問題と、具体的な実務の点でどこが担っているかということを文章上でどう表記するかという、そのあたりで、修正案②の方が具体的であるけれど、2項が細微に入りすぎてもう少しシンプルな方がいいと思っています。そういう点では、修正案①の方が、実質的には事務局がこちらからの依頼で作成しているが、委員会が独自に作成することもある、というこちらの方が委員会の独立性、事務局の担う役割のどちらも担保していて、わかりやすいのではないのでしょうか。

○ 折出委員長

今お聞きした限りでは、草地委員は修正案①の方でいいんですよね。

○ 草地委員

私は、委員会が主体としてやることがはっきりしていれば、それでいいと考えます。

○ 折出委員長

中間的に整理しますと、修正案①をご指示されるのは3名、修正案②は2名ということになりますが、委員会の性格上、できるだけ合意に至ったうえで確定したいので、もう少し時間をかけて検討しようと思います。

○ 野口委員長代理

これに一点だけ加えたらどうでしょうか。修正案①に「事務局において」とありますよね。7条の1行目に。ここに「委員長の指示に従い」というのを入れればどうですか。それでしたら、私は修正案①に賛成しますが。

○ 折出委員長

修正案②をご支持なさった藤木委員はいかがですか。

○ 藤木委員

結構です。

○ 折出委員長

そうですか。野口委員長代理から、あらためて修正のご意見がありましたので、確認します。第7条の「委員会の議事録は、会議開催後、」の後に、「委員長の指示に従い、」を加え、2項は修正案のとおり条文を加える。以下第2項が第3項に順送りになり、「前項」が「第1項」になる。よろしいでしょうか。

○ 各委員

はい。

○ 折出委員長

では、それで確定いたします。では第8条。

○ 野口委員長代理

私は結構です。言葉のニュアンスの問題です。

○ 草地委員

上位の規定がそうなっていれば仕方がないです。

○ 折出委員長

続きまして、第10条です。これは守秘義務に関する点ですが、「及び専門委員」と付け

加えるべきではないか、というご趣旨ですが、これはよろしいですね。

○ 各委員

はい。

○ 折出委員長

では第10条は、「及び専門委員」を付け加えることで確定いたします。

続きまして、関係者の出席の部分です、これは、先ほど説明のあったとおりですが、要望があれば必ず付添人を認めるわけではありません。

○ 野口委員長代理

これには意見があるのですが、裁判所でも、弁護士の場合は当然、代理を認めているわけで、法律上、弁護士というのはそういうことを職業としているわけです。だから、「必要と認めた者に限り」というところに「弁護士以外の者については」としていただけませんか。弁護士を連れてきた場合には原則認める、というのが当然と思うので。

○ 折出委員長

あくまで付添人ですから、傍らにいらっしゃるということですが。

○ 野口委員長代理

裁判所の取扱いでも、和解の席に、弁護士は当然出てくるけれども、それ以外の者は許可がることになっているので。

○ 折出委員長

野口委員がおっしゃっているのは、どこの箇所に入れることになりますか。

○ 野口委員長代理

「弁護士以外の者については、委員会が必要と認めた者に限り」でいいと思います。

○ 折出委員長

新たな加筆修正のご意見ですけれども、他の委員はいかがでしょうか。

○ 春日井委員

この関係者というのは誰を指していますか。

- 折出委員長
委員会が出席を要請する方です。
- 春日井委員
傍聴の方とは違いますね。
- 折出委員長
違います。この場に来ていただいて、事案の聞き取りをする方です。
- 春日井委員
例えば、当該児童・生徒からヒアリングをするときに、保護者は関係者になりますか。
- 折出委員長
児童や生徒は、こちらから出向くことになると思います。
- 春日井委員
その出向く場合も、保護者が同席を求められる場合がありますね。
- 野口委員長代理
そういう場合も必要ですね。
- 折出委員長
事案に関わっての関係者として、教員の方にヒアリングをするときも、付添の方を要望されることもありえます。
- 春日井委員
委員会に来られる関係者以外にも、こちらから何う関係者も含まれていますか。
- 折出委員長
委員会のこの場に来られる場合に限ります。委員会に必要だから来ていただく場合。
- 野口委員長代理
委員以外の方が委員会に来たら「関係者」となりますね。関係ない人は呼ばないですから。その人に誰かが付いてきた場合の取扱いです。

○ 春日井委員

それは誰が想定されますか。

○ 折出委員長

まずは、調査を要望されている保護者の方。委員会で意見陳述をなさりたいと思われ
ます。

○ 野口委員長代理

実は、他の委員会で、「弁護士は同席させない」というのがありました。本人に聞いているから弁護士に來られたら困る、ということです。そういうことがあるので、委員長はお
っしゃられているのでしょうか。

○ 折出委員長

これはあくまで、ここに出席された関係者に意見なり事情なりを聞き取ることになるの
で、その方のお気持ちもあって、付添人を同席させてほしいというご意見があったときに、
スタートのときに確認したうえで協議をすればいいと思います。「関係者」は多様な解釈が
ありえますか。

○ 春日井委員

野口委員がおっしゃられたのは、弁護士は所与の前提として認めるべきだ、だから「弁
護士を除き」とう文言を入れるということですね。

○ 折出委員長

仮に委員会がA氏が必要と認めれば、A氏は弁護士でなくとも同席できることになりま
す。

○ 野口委員長代理

病気の方もいらっしゃるだろうし、手話が必要な方もいらっしゃるだろうし。

○ 徳田委員

弁護士は委員会の許可がなくても入れる、あらかじめ許可されているので同席できる、
ということですか。

○ 折出委員長

付添人が弁護士であることは多いと思います。

○ 野口委員長代理

法律上、仕事として決められていますから。

○ 春日井委員

文言上、明記するのであれば、弁護士であっても委員会が判断することにしてワンクッション置くのもいいかと思います。排除する意思はありませんが。

○ 野口委員長代理

弁護士は普通は認められるということですが。

○ 春日井委員

打診があって、付添を求められ、許可するという手続きは踏まれた方がいいと思います。

○ 折出委員長

「弁護士以外の者については」と入れると、徳田委員がおっしゃったとおり、それが前提となることに疑問があるということですか。弁護士の方を排除しようということではなく。

○ 野口委員長代理

もちろんわかりますが、特に必要がある場合に限るわけなので、弁護士が必要ない場合があるのか、ないのか、ということです。本人が弁護士を連れてきた場合に、委員会が弁護士の必要がないと判断することがあり得るということになります。

○ 草地委員

あるとすれば、1人に対して代理人が5人いるとかでしょうか。

○ 野口委員長代理

それは適宜、人数を制限すればいいのでは。

○ 草地委員

付添人が必要であれば付き添っていただければいいのですが、場所的な制約もありますから、一定の合理的な範囲で制限する余地を残しておいてもいいのではないですか。逆に言うと、それ以外に弁護士を排除する理由はないと思います。

○ 藤木委員

規定としてこれを入れる意味は、人権擁護という本人の権利・立場を擁護することその

ものを職務とするのが弁護士であって、関係者自身が自分の権利・立場を擁護してほしいということで連れてきた弁護士は立ち会って当然だという理解をすべき、というところにあります。運営として排除しないという趣旨はよくわかるのですが、規定の文言上は「弁護士以外の者については判断を要する」とする方が、法の趣旨に沿っているのかなと思います。

○ 折出委員長

野口委員の加筆修正を支持なさるということですね。

○ 藤木委員

はい。

○ 折出委員長

徳田委員よろしいですか。

○ 徳田委員

はい。

○ 折出委員長

春日井委員もよろしいですか。

○ 春日井委員

はい。

○ 折出委員長

では、もう一度確認いたします。関係者の出席という条文を新たに起こすこととして、条文は第6条でいいですか。

○ 事務局（樋口）

はい。

○ 折出委員長

では、「出席する関係者は、」の次に「弁護士以外の者については、」として、「委員会が必要と認めた者に限り」以下はそのままです。これで新たな条文を起こすということで確定しますが、よろしいですか。

○ 各委員

はい。

○ 折出委員長

それでは、事務局は、今の修正に基づいて運営要綱を作り直していただいて、委員に配布してください。

続きまして、専門委員の選任については非公開で扱いますので、その前に委員の方々にお諮りしたいのですが、調査の方針とその内容のところです。具体的な案件になりますので、詳しくは非公開扱いとさせていただきますけれども、調査方針は、傍聴者のいらっしゃるこの場で議論することにしてよろしいですか。

○ 各委員

はい。

○ 折出委員長

それでは、先にそれをやりました上で、以下、専門委員の選任、調査の計画・手法については非公開といたしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、事務局から配布いただきました資料に沿って説明させていただきます。まず、本件は、僭越ですが委員長の立場で何らかの方向性について、素案を提示して、今後の当委員会の活動のある程度の方向性を確認した上で、具体的な細部に入っていく必要があると判断したため、用意したものでございます。

委員にはあらかじめお送りしましたが、まず1つめ。当委員会は、いじめ防止推進法に基づくものではなく、市長が独自の調査を行う必要があると判断したため開催するものとされています。よって、当委員会が調査対象とするいじめ事案について、その発覚後の対応・介入・予防等に関して何が問われ、いじめ被害の当事者の苦痛を早期に解決する上でどのような問題・課題があったのかを明らかにすることは、安全で安心できる公教育の推進のために、また教育を受ける権利主体の児童及び保護者・住民の関心に資するものである、と解することができます。

その上で2つめとして、当委員会の調査にあたっては、本件におけるいじめの事実関係を具体的に調査し、その進行過程において学校及び大阪市教育委員会の対応、その対応としては、被害児童に関わる事態の進行途上のみならず、事後的対応、保護者の申し入れ等に対する対応を含むとして、さらに、被害児童がいじめを要因として不登校になった時の学習支援の事実関係を併せて調査して、いじめ事案の加害・被害関係とその介入・予防の対応、事後対応という意味での本件構図を立体的・構造的に把握する。以上の調査に際し

て、必要に応じて、委員会が承認し大阪市が委嘱する調査のための専門委員の協力を得る。本件の調査によって得た、または確認できた事実関係並びに上記の案件を総合的に考察して、規則 11 条にうたうように、調査結果に基づく是正のために必要な措置、再発防止のために必要な措置その他の措置に関する意見具申、すなわち答申をまとめる。

最後に 3 つめ。以上の調査方針に基づいて、主要な調査の目的・対象・方法の今後の進め方をまとめると別表のようになります。これは後で、非公開としたうえで具体的に審議をさせていただきます。この別表の立案は、あくまで調査を計画的に円滑に進めるためのもので、個々には委員会で協議し、合意に基づいて進めていきます。また、聞き取りに際しては、対象者が弁護士などの付添人を同席させることを求めた場合には、規則及び運営要綱、先ほどご確認いただいたものですが、これに基づき委員会で協議した上で、基本的には同席を認める方向で対応する。また、いずれの聞き取りも、委員が全員出席できることが望ましいが、多忙な日程の中で全員の一致する日程をやりくりしていると実施時期が後ろにずれ込んで、調査期間自体が長期化し、結果として調査のあり方への不信を招きかねないなど、状況は好ましいことではありません。よって、委員が 3 人以上出席しうる場合には、調査員の協力・補助を得るなどして聞き取り等の調査を実施する、またはある限定された調査に関しては、委員会協議を踏まえて調査員に実施を委ねることとし、こうした場合には事後の委員全員の情報共有の手段を工夫して、情報の差異が生じないようにしていきたい。このように考えています。

以上が、あくまでもたたき台としての基本方針の素案でございますが、これから具体的に調査活動を進めていくうえで大事な論点でございますの、率直なご意見をいただきたいと思えます

○ 野口委員長代理

基本的には、大変結構かと思えます。付け加えるというほどでもないですが、やはり、我々委員が、あるいは専門委員が、直接、児童に会って聞く方がいいだろうと。学校その他に丸投げしてしまって、調べてもらうというのはよくない。われわれが中心となって調査を進めていくことが必要だと思います。

○ 折出委員長

その場合には、3 の後段に書きましたような 3 人以上というのはいかがでしょうか。

○ 野口委員長代理

最初しばらくは全員でやってもいいと思いますが、要領がわかれば手分けしてやることになるのではないのでしょうか。全員でやっていたはできないと思いますから、場合によっ

ては委員2人に調査員を1人、2人付けてとかですね。そうしないとできないでしょうね。

○ 折出委員長

委員が2人以上というのは、前に「基本的に」というのを付けておきましょうか。後の別表のとおり、かなり範囲が広がりますから。

○ 野口委員長代理

柔軟にやればいいのではないのでしょうか。場合によっては2人もあるのではないのでしょうか。

○ 春日井委員

「複数出席しうる場合には」でいいのではないのでしょうか。

○ 折出委員長

ありがとうございます。「複数出席」に改めます。

○ 野口委員長代理

全体で議論する場合にはなるべく皆さんに来ていただく方がいいですけど、調査のときはそれでいいのではないのでしょうか。基本的にはこれで結構です。

○ 春日井委員

あと、先ほどの運営要綱の付添人についての記述と関係して、3の3行目の表現はこれでいいですか。「委員会で協議した上で、基本的には同席を認める方向で対応する」というところです。この委員会での付添人ではなく、ヒアリングに行く場合の弁護士・付添人については、委員会で基本的には決定する、という文言ですよ。先ほどの議論とは少しずれますよね。弁護士も含めて、認める方向で対応しますけれど、委員会で協議をする、ということでもいいのか、再確認です。

○ 折出委員長

委員会で協議をした上で、です。要望があればすべてOKではないです。

○ 春日井委員

先ほど、委員会に付添人として来ていただく場合は、弁護士は前提として認めましょう、ということと、ヒアリングに行く場合は少し違うということですね。その確認です。

○ 折出委員長

ヒアリングに行く場合も、付添人の要望があることは可能性としてあり得るので、そのときは委員会で協議をして、その事情を受け止めて、斟酌することになります。

他の委員の方はいかがですか。

○ 各委員

はい。

○ 折出委員長

これは一つの文章として、というよりも、こういう方向でやっていくということです。お許しいただいたことについて感謝いたします。それでは、これから議題の2つ目の専門委員の選任と、調査の内容の具体的な対象者及び今後の日程、段取りといった話に入っていきますので、大変恐縮ですが、以後は非公開とさせていただきますので、ご対応よろしく願いいたします。

(傍聴者退出)

【非公開】

以下の議題について非公開で審議し、会議終了。

議題(2) 専門委員の選任について

- ・各委員が有識者を推薦し、委嘱候補者を選任した。

議題(3) 調査審議の計画・手法について

- ・調査対象、スケジュール等の検討を行った。